

広島県ウインターキャンペーンスノーキッズバス支援事業実施要領

一般社団法人広島県観光連盟

(趣旨)

第1条 広島県内スキー場への誘客を促進するため、県内外の子どもたちが家族やグループ、子ども会等で、気軽にスキー体験や雪遊びに参加できるよう、スキーバスツアーの実施に対する経費の一部を助成する。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる事業は、次のとおりとし、他の助成を受けていないものとする。
広島県内スキー場連携事業として行う子どもデー実施日(平成30年12月～平成31年2月の第1・3土曜日)に、広島県内外から広島県内のスキー場へ出発する小学生以下の子どもを含むバスツアーを、旅行会社等が募集のためのパンフレット等を作成して実施した場合、その成果により助成する。

(助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、下記のとおりとする。

- (1) 旅行会社が造成したスキーバスツアーに参加する小学生以下の子ども1名につき1,000円を助成する。
- (3) 申請書の募集期間は、即日から平成31年1月31日とする。
- (4) 募集期間中に予算額に達しない場合は、予算額の範囲内で、募集を継続する。
- (5) 申請書の受付は、募集を開始した日から随時行う。

(助成金の交付申請等)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、事業申請書(別記様式第1号)に次の通り資料を添付し、平成31年1月31日までに会長に提出しなければならない。

- ・ 申請については、事業申請書(別記様式第1号)に、募集のためのパンフレット等を添付すること。
- ・ 申請者は、事業終了後、事業実績報告書(別記様式第2号)に、次の各号に記載する資料を添付し、平成31年3月8日までに、会長に提出しなければならない。

- (1) 送客人数または参加者が確認できるもの
- (2) 領収書の写し及び貸切バス利用証明書(別記様式第3号)
- (3) 助成金請求書(別記様式第4号)

(助成金交付決定及び支払等)

第5条 会長は、前条による事業申請書の内容を審査した後、助成金交付額を決定し、申請者へ通知するものとする。

会長は、提出された事業実績報告書の内容を審査した後適正と認めた場合は、請求書に基づき、速やかに支払いを行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、即日施行する。